

地域の話題と町の情報をラッピング

余目第三公民館
館報

ひまわり TOWNS

第 162 号

令和 2 年 12 月 28 日発行



まっすぐすすめ～！！

平成ひまわり組②Let's Go カローリング体験 10/25(日) 総合体育館

編集・発行／庄内町余目第三公民館

TEL : 0234-42-0317 / FAX : 0234-42-0839

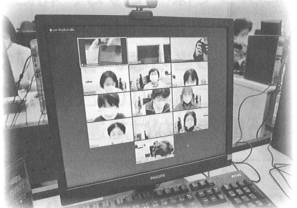
E-mail : koumin-3@town.shonai.yamagata.jp

11/7 (土)

* 『庄内刺し子』 *

今年度最初の趣味実技講座が開催されました。コロナ禍でオンラインが目目されたものの、実際に使うとなると難しく感じる人も多い「ビデオ会議アプリ Zoom」

パソコン室を活用して、庄内刺し子を楽しみながら実際に Zoom を使ってみよう！という初の取り組みでした。鶴岡市在住の小野寺勇一氏がご自宅から Zoom を使い、庄内刺し子を指導。モニターに大きく映し出される講師の手元を確認しながら、庄内刺し子のコースターを制作。スピーカーを通してわいわい会話が飛びかう中で有意義な時間を過ごしました。Zoom 初体験の参加者からは「手元がよく見えてわかりやすかった」「とっても楽しかった」という感想が寄せられ、刺し子と Zoom の意外な組み合わせを体験してもらうことができました。



* 『伝筆 -つてぶて-』 *

11/21 (土)

Zoom活用の第2弾は伝筆講座が開催されました。伝筆協会公認講師で愛知県在住の桃田陽子さんに講師を依頼。モニター越しに伝筆の楽しみ方を学びました。今回は年賀状を作成。来年の干支である「丑(うし)」を描くコツを聞きながら、実際に筆ペンを使って練習。最後に、集中して清書を1枚書き上げました。難しいルールは一切なく、字を書くことや筆に抵抗のある方でも簡単に始められる伝筆。近所に指導者のいない伝筆ですが、オンラインを活用して体験していただくことができました。

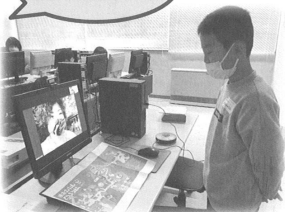


* 『わいわい広場』 *

今年度2回目のわいわい広場が開催され、親子でオンラインを体験しました。福岡県の大牟田市動物園とZoomでつながり、パソコンのモニターやスクリーンを使って飼育員さんと対面。庄内地方はあいにくの雨でしたが、大牟田市は快晴。キリンやレッサーパンダ、カンガルーを見ながら飼育員さんの説明を聞き、こちらからもモニター越しに質問をするなど、遠く離れた動物園との交流を楽しみました。

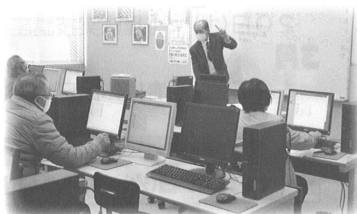
子供たちからは「いつか大牟田市動物園に行ってみたい！」という感想が聞かれ、安全な世の中への期待を感じ取ることができました。コロナ禍でも楽しめること！ぜひ皆さんも探してみてください。

11/28 (土)



* 『パソコン講座』 *

皆さん、新しい事への挑戦を試みたのか、前年度よりも受講者が増えコロナ禍で制限のある中の講座でしたが、無事に全講座を終了いたしました。今年度の講座のアンケートを踏まえ、来年度に向けて新たな講座を計画しています。興味のある方は、ぜひ来年度の受講もお待ちしています!!



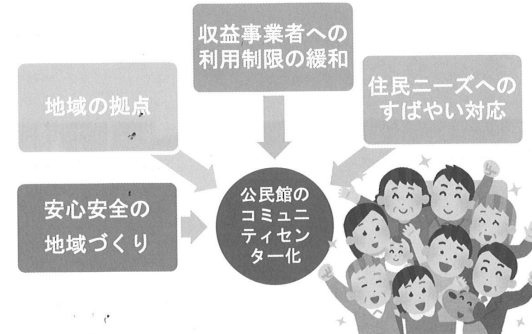
* 公民館の

地域みんなで考えましょう!

コミュニティセンター化と指定管理者制度 *

町では現在よりも更に少子高齢化や人口減少が進行し、地域(集落)の小規模化も予想され、これに伴う暮らしを取り巻く課題が想定されます。地域における課題が多様化し、町内7つの学区地区公民館を幅広く活用できるコミュニティセンターに移行する「参画と協働」のまちづくりを進める必要性が生じています。

令和2年度は、地域の代表者等からなる庄内町コミュニティセンター移行検討委員会が設置され、「公民館のコミュニティセンター化を考える懇談会」で出された住民の考えも参考としながら検討した結果が町に報告されました。



住民主体のまちづくりと指定管理者制度にむけて

～よくあるQ&A～

Q.指定管理者制度を導入するには？

- A.①指定管理者となる地域運営組織を形成する必要がある。
- ②町の公共施設を法人やその他の団体に管理運営を委ねる。
→委託された指定管理者は、施設の維持管理の他に事業の運営や事務局を担う。

Q.町の管理から指定管理にかかわるとどんなメリットがあるの？

- A.予算の範囲内での事業計画や運営は自由度が増え、地域で考え執行することができるなど住民自治を可能にする。

地域課題を解決することは、地域の暮らしを守ることにつながり、そこに暮らす人が自ら行動し課題解決することで、地域の元気、活力が生まれます!

町直営の公民館運営から指定管理者によるコミュニティセンター運営への移行により事務局体制を含めて次のように変わります。

| 変更前 (町直営の公民館運営) | 変更後 (指定管理者によるコミュニティセンター運営) |
|---|---|
| ●運営：教育委員会 | ●運営：地域運営組織 ※指定管理 |
| ●設置：教育委員会 | ●設置：町長部局 |
| ●準拠法：社会教育法、条例 | ●準拠法：地方自治法、条例 |
| ●組織体制：館長 公民館係長 公民館主事 管理人 | ●組織体制：地域運営組織の代表 事務局長 事務局長 管理人 集落支援員 |
| ●施設の性質：社会教育施設 | ●施設の性質：コミュニティ施設 |
| ●機能：公民館活動(生涯学習、家庭教育等) 住民、団体への貸館 地域の避難所 | ●機能：生涯学習活動 住民、団体への貸館 地域の避難所 住民自治、地域づくり活動 |

★冬場の交通事故に気をつけましょう！

気温がぐっと下がる冬の朝は、雪が降っていなくても路面が凍結していることがあります。

路面凍結が発生する条件は、大気や路面の温度、時期によって様々ですが、特に凍結しやすい場所は、

「橋の上」「トンネルの出入口」

「陽の当たらない場所」「交差点付近」です。

事故に遭わないために、**冬道の安全運転5則**を心がけた運転をお願いします。



和
田
麻
祐
子
巡
査
部
長



～冬道の安全運転 5 則～

- ① スピードは、夏場より 10 キロ以上減速する。
- ② 車間距離は、路面乾燥時の 2 倍以上とする。
- ③ 急加速、急ブレーキ、急ハンドルなどの 急激な操作を避ける。
- ④ 視界不良時は前方をよく見て 早めに徐行する。
- ⑤ 危険がいっぱい。 追い越しはしない。



また、年末年始はお酒を飲む機会が増える時期です。

飲酒運転は、運転者だけではなく、運転者以外（車両提供者、酒類の提供者、車両の同乗者）にも厳しい罰則があります。

一人ひとりが「**飲酒運転を絶対にしない、させない**」という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

行 事 予 定

1月

- 18日(月) 清掃休館日
- 31日(日) 軽スポーツ大会【中止】

2月

- 7日(日) 『平成ひまわり組⑤』
- 20日(土) 『趣味実技講座④』

3月

- 19日(金) 清掃休館日

年末年始休館
12月29日(火)～1月3日(日)

*** 『知ってる?知らない?』**

お正月文化』*

◆お正月って・・・?

正月は、もともと家に年神様を迎えて祝う行事です。門松や鏡餅を飾ったり、しめ飾りをしたり、すべて年神様を心から歓迎するためのものです。

「**一年の計は元旦にあり**」ということわざがあります。

ぜひ、一年の目標を立てて気持ち良くスタートを切りましょう!

